

桜島火山防災協議会における避難計画について

1 協議会計画の位置付け

協議会計画は、災害発生時の住民の行動、県及び市町村の役割等の基本的枠組（基本指針）を定めるものであり、地域の実情を踏まえたより詳細な避難計画は各市において作成

2 構成内容案

第1編 総論

第1章 避難計画の目的等

第2章 避難計画の位置付け等

第2編 避難計画

第1章 基本方針

第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難指示等発令基準及び避難先の整理

第3編 広域避難対策

第1章 広域避難者の受入れに係る基本事項

第2章 広域避難路の指定及び確保

第3章 避難者の輸送

第4章 避難行動要支援者等への避難支援

第5章 避難所の開設・運営

第6章 家畜被害対策

第4編 計画の進捗管理

3 火山現象別の避難方法案

避難方法	避難先、避難手段	実行上の課題
ア 火山灰		
① 域内避難 (屋内退避)	・避難先は、自宅、域内の避難所等 ・避難所までは、自力で移動	・木造家屋等の倒壊のおそれ ・公共インフラへの影響 ・備蓄物資の確保
② 広域自主避難 (他市町村ホテル等)	・避難先は、親戚・知人宅、ホテル等 ・避難手段は、自家用車等	・避難状況の把握
③ 広域避難 (他市町村避難所)	・避難先は、他市町村の避難所 ・避難手段は、自家用車や避難バス等	・避難指示の時期の見極め ・避難指示が空振りの場合の地域経済社会に与える影響 ・交通渋滞発生時、立ち往生による被害 ・避難先の調整 ・避難所の確保
イ～カ	略	

※火山現象：ア 火山灰，イ 噴石，ウ 土石流，エ 溶岩流，オ 火砕流，カ 海底噴火

※協議会計画では、①～③の避難方法を限定しない。各市避難計画は、地域の特性を踏まえて、各市の判断により策定。

4 広域避難時の避難先の調整

広域避難時の避難先の調整における県の役割を検討

(例) 予め予定していた避難先が、他の市町村からの避難の受入と重複して受入が困難となった場合など必要に応じて県が支援等を行う。